

議案第 9 2 号

勝山市営住宅管理条例の一部改正について

勝山市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

平成 2 3 年の公営住宅法の改正に伴い設けられていた規定を廃止するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市営住宅管理条例の一部を改正する条例

勝山市営住宅管理条例(平成9年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号_____ )第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次<u>の各号</u>に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号<u>。以下「法施行規則」という。</u>)第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次_____に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p>

(1)～(4) (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条**第3項**若しくは**第4項**の規定に基づく土地区画整理事業の施行に伴う除却

(6)～(8) (略)

(入居者の資格)

第6条 (略)

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である者

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度である者

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(1)～(4) (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条**第4項**若しくは**第5項**の規定に基づく土地区画整理事業の施行に伴う除却

(6)～(8) (略)

(入居者の資格)

第6条 (略)

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である者

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度である者

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2)～(4) (略)

(5) 市営住宅が、法第8条第1項**もしくは**第3項**もしくは**激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

3 (略)

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次**の各号**に掲げる手続をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2～6 (略)

(同居の承認)

第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、**公営住宅**法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2)～(4) (略)

(5) 市営住宅が、法第8条第1項**若しくは**第3項**若しくは**激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

3 (略)

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次\_\_\_\_\_に掲げる手続をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2～6 (略)

(同居の承認)

第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、\_\_\_\_\_法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、**公営住宅**法施行規則第12条で定めるところにより、**市長**の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、**公営住宅**法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して**市長**が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他**前各号**に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 入居者が第37条に規定する手続を経ないで住宅を**立退いたとき**

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時**又は**退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、          法施行規則第12条で定めるところにより**市長**の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、          法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、**市長**が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他**前3号**に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 入居者が第37条に規定する手続を経ないで住宅を**立ち退いたと**

は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を設定し、その日までの家賃を徴収する。

(修繕費用の負担)

第19条 (略)

2 入居者の責に帰すべき理由によって市営住宅等の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設及び給水施設の使用又は維持、          運営に要する費用

(4) (略)

(収入超過者に対する家賃)

第29条 第27条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定          の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2・3 (略)

(高額所得者に対する明渡請求)

きは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を設定し、その日までの家賃を徴収する。

(修繕費用の負担)

第19条 (略)

2 入居者の責に帰すべき理由によって市営住宅等の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い、修繕又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次          に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設及び給水施設の使用又は維持若しくは運営に要する費用

(4) (略)

(収入超過者に対する家賃)

第29条 第27条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2・3 (略)

(高額所得者に対する明渡請求)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第32条 市長は、第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、又は第34条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類

第30条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第32条 市長は、第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第34条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類

を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

(建替事業による明渡請求等)

第33条 (略)

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第5号まで、及び第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 (略)

(駐車場の管理)

第39条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、第40条から第47条\_\_\_\_\_に定めるところにより、行わなければならない。

(使用者の資格)

を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

(建替事業による明渡請求等)

第33条 (略)

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 (略)

(駐車場の管理)

第39条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、第40条から第47条までに定めるところにより、行わなければならない。

(使用者の資格)



第41条 駐車場を使用する者は、次**の各号**に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(使用の申込み)

第42条 前条に規定する条件を**具備するもの**で、駐車場を使用することを**希望する者**は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者**(以下「使用決定者」という。)**に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第43条 市長は、前条第1項の**規定の**規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用許可の**取消**)

第46条 (略)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第48条 (略)

第41条 駐車場を使用する者は、次\_\_\_\_\_に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(使用の申込み)

第42条 前条に規定する条件を**具備する者**で、駐車場を使用することを**希望するもの**は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者\_\_\_\_\_に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第43条 市長は、前条第1項の\_\_\_\_\_規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用許可の**取消し**)

第46条 (略)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第48条 (略)

2～4 (略)

5 **第1項から前項まで**に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(敷地の目的外使用)

第50条 市長は、市営住宅等の用に**共されている**土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

附 則

(経過措置)

**6 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の令附則第7項で定める地域内の市営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。**

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2～4 (略)

5 **前各項** \_\_\_\_\_に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(敷地の目的外使用)

第50条 市長は、市営住宅等の用に**供されている**土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

附 則

(経過措置)

(削る)